

こども園では原則として与薬はできません。医師の診断によりやむをえず服用しなければ
ならない時には下記の事項を読んで「与薬依頼書」にご記入の上お申し出下さい。

H. 27 年 4 月

保護者各位

野々市市健康福祉部

『こども園におけるくすり』について

子供の健康、安全面のために、お子さんの薬は、本来保護者が登園して与えていただくのですが、
(保護者が登園できない時は、保護者と園側で話し合いのうえ) 園の担当が保護者に代わって与えます。
この場合は万全を期するために「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、くすりを添付し、園の
職員に手渡しして下さい。

1. 薬はお子さんを診断した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
2. 保護者の個人的な判断で持参した薬は、園では対応できません。
3. 座薬や頓服（熱さまし）の使用は原則行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用にあたっては、その都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。
4. 「咳がでたら…」 「発作が起こったら…」 などと症状の判断を必要とする場合は、園では判断できません。与薬する前に、保護者に連絡することになりますのでご了承下さい。
5. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など経過が長引くような病気）の日常における与薬や処置については、認定こども園 教育・保育要領によって主治医の指示に従うとともに相互の連絡が必要です。
6. 持参するくすりについて
 - (ア) 処方した薬には必ず「与薬依頼書」と「薬剤情報提供書」（複写コピーしたもの）を添付してください。
 - (イ) 初めて服用する薬については対応できません。家庭で必ず服用し、副作用について確認してください。
 - (ウ) 服用するくすりは一回に分けて、ご用意下さい。水薬も1回分ずつ容器に入れてください。
 - (エ) 塗り薬など置き薬は必要事項を記入し「薬剤情報提供書」とともに手渡しください。
 - (オ) 袋や容器にはお子さんの名前を記載してください。
7. 主治医の診察受診時には、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで園に在園していることと園では原則として薬の使用は出来ないことをお伝え下さい。

※「与薬依頼書」は保育園に置いてありますのでご利用ください。全ての欄が記入されていないと対応できませんのでご了承ください。

※何かわからない点がございましたら、保育園にご連絡ください。